

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

見附市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する見附市民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

- 第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的に開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。
- 2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べることができるものとする。
- 3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

- 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合
- (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の

規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合

- (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合
- (4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合
- (7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
- (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するものを除く。）
- (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
- (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
- (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
- (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度の計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するものを除く。）
- (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度の故障が認められた場合又は故障が想定される場合
- (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度の機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないものを除く。）
- (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
- (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度の計画外の排出があった場合

- (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合
 - (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
 - (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
 - (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
 - (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
 - (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合
- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

- 第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。
- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
- 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

- 第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）

- 第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、
甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日

甲 見附市

見附市長

久 住 時 男

乙 東京電力株式会社

代表執行役社長

廣 瀬 直 己

改定履歴

平成25年7月8日一部改定